

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年9月まで

国民年金の加入記録の照会を行ったところ、昭和46年7月から47年9月までの期間についての納付事実が確認できないとの回答を受けた。

しかし、昭和48年11月にA市から呼出文書が届き、その際未納期間の保険料を納付するように指導を受け、納付書で国民年金保険料を納付したはずである。A市役所からの呼出文書が残っているし、指導を受け納付しなかったというようなことはないので、申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月の20歳到達時から国民年金に加入し、申立期間を除き未納期間は無く、厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることから、年金制度に対する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人はA市保険年金課国民年金係が昭和48年11月19日付で発出した「国民年金の住所等の変更届について（お願い）」を所持しており、申立人はこれによりA市役所で国民年金の住所変更を届け出るとともに、それまで未納であった国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その主張は具体的なものであるほか、申立人の所持する国民年金手帳から、国民年金の住所変更処理が行われていること、及び国民年金被保険者資格はさかのぼって47年10月1日付で喪失処理されていることが確認できることを踏まえ、申立人の主張に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和46年7月から同年9月までの期間については、申立人がA市で手続を行った48年11月の時点で、時効により納付

することができない期間であることから、この期間についての納付を認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和46年10月から47年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年1月まで

国民年金制度が発足した当初、国民年金に加入するよう町役場から話があったので、夫と一緒に加入し、保険料も夫の保険料と一緒に納めていた。保険料は、私が役場の窓口まで持参して納付していた。保険料額は、夫の保険料と一緒にまとめて納付していたと思うが月額保険料がいくらであったかはよく覚えていない。

私が会社勤めしていた時も夫の保険料は、私が役場まで持参していた。

一緒に納付していた夫の保険料が納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫も国民年金保険料を完納していることから、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、夫婦で国民年金に加入していた期間は夫婦の保険料を、申立人が厚生年金保険被保険者であった期間については申立人の夫の国民年金保険料を申立人が役場に直接持参して納付していたとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳の保険料納付日付等から、役場に直接持参して納付していたものと推認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料は申立期間についても納付済みとなっており、夫の国民年金保険料を納付し

ていながら、申立人の国民年金保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月5日から同年5月1日まで

申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

申立期間当時、B社からA社に異動になったが、両社は同じ事業主であり、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険の保険料も控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する株式会社B建産及びA建材工業株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、B社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和53年4月5日に喪失し、A社において、同年5月1日に同資格を再取得している。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録は、B社を昭和53年4月4日に離職し、同年5月1日にA社で再取得しており、厚生年金保険の被保険者資格記録と同じ記録となっている。

しかし、申立人は、「B社とA社は同じ事業主であり、申立期間も継続して勤務していた。」と主張しているところ、法務局が保管する商業登記において、申立期間当時、B社の役員であり、総務事務を担当していた申立人の上司は、「申立期間当時の事業主は、B社とA社のほかにも会社を経営しており、社員

は社長の命令でこれらの会社間を異動していた。申立人は、B社からA社への異動時も継続して勤務していたと思う。」と供述し、株式会社B建産において、現場監督として勤務していたと供述している同僚も「申立人が、B社で現場監督として働いていたことも、A社で運転手として資材を運んでいたことも知っており、継続して勤務していたと思う。」と供述している上、申立期間当時、A社の役員であった事業主の妻も、「申立人のことは知っている。申立人やその同僚が継続して勤務していたというのなら、それが正しいと思う。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する申立人のB社及びA社の健康保険厚生年金保険の被保険者原票において、申立人は、B社における同保険の被保険者資格を昭和53年4月5日に喪失しているが、健康保険証が返納されているのは、同年6月7日であることが確認できる上、同年5月1日にA社において、同保険の被保険者資格を再取得した際の健康保険番号は*番であるところ、同社の同保険被保険者原票を見ると、健康保険番号*番から*番までの被保険者の資格取得日は同年6月1日になっていることが確認できることから、申立人の被保険者資格の取得手続は、同社において同年6月1日以降に行われたものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載について、申立期間当時、同社役員であった事業主の妻は、「申立期間当時、当社の厚生年金保険の手続は全て私が行っていたが、昭和53年*月*日は子供の出産日であり、その前後は、会社を休んでいたことから、同年6月以後に、休んでいた間の健康保険厚生年金保険の資格取得の手続を行った可能性がある。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する当該役員の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、同年*月*日に出産した子供の分娩費、育児手当金及び34日間の出産手当金が同年6月20日に支給されていることが確認できる。

加えて、A社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる262人のうち、同社と関連会社であるC社、D社及びA社E支店間での異動が確認できる61人について資格取得日及び喪失日を見ると、60人が1日付けで手続が行われていることが確認できるところ、申立期間当時、A社の役員であった事業主の妻は、「関連会社間の異動は、通常1日付けで処理していたこともあり、申立期間当時は、私が休んでいたため、株式会社B建産と当社との連絡がうまくいかず、申立人の資格取得日を昭和53年5月1日とした可能性がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立てに係る事業所において、継続して勤務し(昭和53年4月5日付けでB社からA社に異動)、事業主により、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立

人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者資格の再取得時の被保険者原票の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A建材工業株式会社は、既に適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得手続に関する関連資料を得ることができない上、申立期間当時の役員も不明と供述しているが、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び雇用保険の被保険者資格の取得日がいずれも昭和53年5月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主は、同日を申立人の同社における健康保険厚生年金保険の被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年10月から40年9月までの期間は、1万6,000円、同年10月から41年4月までの期間は、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月26日から41年5月17日まで

昭和38年にA株式会社に入社後、39年8月に一旦退職したが、約2か月後の同年10月26日に再入社した。再入社日については、稲刈りのシーズンであったことと給与の締め日の関係で26日であったことをはっきりと記憶している。

申立期間当時、A株式会社は、入社したらすぐに、雇用保険と社会保険の手続きをしてくれており、健康保険証をもらったことを記憶している上、同社での雇用保険の被保険者の記録は、昭和39年10月27日からとなっているので、私の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された「雇用保険受給資格者証」の記録、及び複数の同僚の供述から、申立人が昭和39年10月27日にA株式会社に再入社し、平成13年4月25日まで継続して勤務していたものと認められる。

また、供述を得られたA株式会社の元事業主、社会保険事務担当者及び同僚は一様に「A株式会社では、入社すると同時に雇用保険と厚生年金保険の加入手続きをとっていた。」と供述していることから、供述の得られた者のうち、雇用保険の被保険者記録を確認することについて同意が得られ、同保険の被保険

者記録が確認できた6人について、雇用保険の被保険者資格の取得日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日について見ると、両保険の資格取得日は一致していることが確認できることから、申立人についても、同社において雇用保険の被保険者記録がある期間については、厚生年金保険の被保険者であり、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたと判断することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と常態的に二人一組で仕事をしていた同僚の記録から、昭和39年10月から40年9月までの期間は、1万6,000円、同年10月から41年4月までの期間は、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は、既に廃業している上、当時の代表者も亡くなっているため、申立期間における厚生年金保険の取扱いに係る関連資料等を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情を得ることはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は昭和41年5月17日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納付できない。

昭和44年6月に父が亡くなり、同年7月に勤めていた会社を退職して実家に帰り、姉が縫製の仕事をしているのを手伝うことになった。国民年金の加入や納付の手続については、母に任せていたので具体的には分からないが、姉は同期間の納付記録があり、姉が母に私の国民年金もかけているかどうか確認したところ、「二人ともかけている。」と聞いているため、私の保険料も姉の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。同じように仕事をしていた姉妹でありながら、姉の分だけ保険料を納付し、私の保険料を納付しないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月に払い出されていることが確認でき、当該払出しを受けた時点では、申立期間のうち、44年7月から47年9月までの国民年金保険料は時効により納付できなかつたものと考えられ、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人から提出された国民年金手帳及び国民年金保険料領収書により、申立人と申立人の姉に係る申立期間直後の昭和49年度国民年金保険料の納付状況を見ると、両人の保険料納付日が一致せず、母親が二人分の国民年金保険料を同時に納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時期は、特例納付が可能な時期であり、申立期間のうち、昭和47年10月から49年3月まで

の国民年金保険料については、過年度納付が可能であったが、申立期間の国民年金保険料について特例納付や過年度納付をしたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付手続に関与しておらず、加入手続及び納付手続を行ったとされる申立人の母親は死亡しているため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月から31年12月まで

夫の年金記録について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は無い旨の回答があったが、夫から聞いた話では、夫は23歳のころから自分と結婚するためA市の実家へ帰る直前の28歳ころまでB府の青果市場で青果物を運搬する仕事をしていたとのこと。

夫が働いていた事業所の名称及び所在地は不明であり、夫がB府へ行く際に頼った友人や申立期間当時の同僚も分からない上、申立期間当時の事情が分かる資料は何も残っていないが、生前、夫は申立期間当時の苦労話をよくしており、厚生年金保険被保険者期間はあるはずであることから申立てを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立てを行った申立人の妻は、申立てに係る事業所及び申立期間当時の事情について、「B府に所在し、夫は職場のことを「青果市場」と呼んでいた。」、「B府に所在する卸売市場へ出入りし、青果物を運搬する仕事をしていた。」旨の主張をしているものの、事業所の名称や所在地を記憶していない上、申立期間当時の同僚及び友人等についても記憶していないことから、申立てに係る事業所を特定できない。

一方、社会保険事務所の記録により申立期間当時において厚生年金保険適用事業所であったことが確認できるB府内所在の事業所であって事業所名に「B青果」を含む事業所又はB市が申立期間当時既に開設していたB市C卸売市場において申立期間当時存在していた青果物に関係する事業所として、

卸売業者が2社、青果物販売を目的に設置された企業組合が1組合、仲卸業者の協同組合が1組合、小売業者の協同組合が2組合確認できた。

しかしながら、これらのうち卸売業者については、1社は申立期間当時の記録を有していたものの申立人に係る記録の存在は確認できず、残りの1社は申立期間当時の記録を廃棄しており申立期間当時の事情は確認できない上、社会保険事務所が保管するこれら卸売業者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時にこれら卸売業者の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち調査に協力が得られた9人すべてが申立人を記憶していない。

また、青果物販売を目的として設置された企業組合は平成13年12月20日付けで清算終了しており、事業承継した法人は存在するものの申立期間当時の記録は保管しておらず、申立期間当時の事情を承知している役員及び社員もいないことから申立期間当時の事情は確認できない上、社会保険事務所が保管する当該組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に当該組合の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち調査に協力が得られた4人すべてが申立人を記憶していない。

さらに、すべての仲卸業者の協同組合及び小売業者の協同組合の事務局職員は、「申立期間当時の記録は保管しておらず、申立期間当時の事情を承知している職員は全員辞職していることから申立期間当時の事情は確認できない。」旨の供述している上、「数百店舗にのぼる組合員個別の事情については把握していない。」旨の供述をしている。

加えて、B市C卸売市場内に所在する同市場関係運送会社の協同組合は設立時期が昭和41年3月であり、「申立期間当時の事情については不明である。」旨の供述をしている。

以上のとおり、申立てに係る事業所は特定できないことから申立人の申立期間当時の勤務の実態を確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無い。

また、社会保険事務所が保管する前述のすべての関係法人及び関係組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。